

市民参加プロセス計画書：岡崎市学校教育等推進計画

Q・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

令和5年6月16日に、教育振興基本計画が閣議決定されました。教育振興基本計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す総合計画であり、本市においても教育振興基本計画の理念や考え方をふまえ、岡崎市学校教育等推進計画を令和3年度に策定いたしました。この策定しました岡崎市学校教育等推進計画が令和7年度をもって計画期間が満了し、次期計画に移行する必要があります。次期計画に移行していくにあたり、これまでの取組による成果、課題及び現場の状況を把握、分析し、次期計画がより実効性の高いものとしていくことを考えております。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
	岡崎市学校教育等推進計画は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針に基づき策定等を行います。従いまして、市民参加につきましては、検討段階、構想段階では実施をせず、計画の具体的内容について検討をします計画段階から実施いたします。				
構想段階					
計画段階	令和7年7月	ヒアリング	関係協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ・施策案 ・策定した施策案に対する所見 	施策を実現させるための具体的な取組案作成の参考とする。
	令和7年8月	情報発信	学校職員団体	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育分野における施策案 ・策定した施策案に対する所見 	施策を実現させるための具体的な取組案作成の参考とする。
	令和7年11月	パブリックコメント	全市民	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案 ・計画案に対する意見 	計画に対する市民の意見を把握し、計画の完成度を高める。
実施・運用段階					